

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二章 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第二条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 支援相談員 一以上（入所者の数が百を超える場合にあつては、常勤の支援相談員一名に加え、常勤換算方法で、百を超える部分を百で除して得た数以上。）</p> <p>五 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で入所者の数を百で除して得た数以上</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2～7 （略）</p>	<p>第二章 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第二条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 支援相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>五 理学療法士又は作業療法士 常勤換算方法で入所者の数を百で除して得た数以上</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2～7 （略）</p>